

## 8. 新規指定について

乳酸カリウムを食品衛生法第 10 条の規定に基づく添加物として指定することは差し支えない。ただし、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり成分規格を定めることが適当である。

### (1) 成分規格 (案)

成分規格を別紙 1 のとおり設定することが適当である。(設定根拠は別紙 2、JECFA規格等との対比表は別紙 3 のとおり。)

### (2) 使用基準について

食品安全委員会における評価結果(案)では、添加物として適切に使用される場合、ADIを特定する必要はないと評価していること、米国においてはGRASであり、食品への使用が可能であること、EUにおいては一般食品に必要な量の使用が可能であること、我が国において使用が認められている乳酸、乳酸ナトリウム、塩化カリウム等には特段の使用基準は設定されていないことから、乳酸カリウムの使用基準は設定しないとするのが適当である。

ただし、乳酸カリウム及び我が国において使用が認められている乳酸及び乳酸塩類については、乳幼児に供する食品に対する使用に関しては、乳幼児における代謝性アシドーシスをもたらす懸念があることについて留意する必要があることを周知すべきである。

なお、その他の食品に対する使用に当たっては、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとするを周知すべきである。